平成２３年（フ）第４９０号
静岡県湖西市風の杜３番地の２
債務者　知念ホルヘこと　チネン　ジョージ　アントニオ　ヨナミネ
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
栃木県宇都宮市城南１丁目１番４号　パルネット城南201号
債務者　蓬田　智弘
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６６号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地343　ドミールなす南―101号、前住所栃木県那須塩原市二つ室15番地６
債務者　坂本　正男
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５２号
岡山市東区西大寺中野100番地１　セトル・ウィステリアB203
債務者　竹島　　昭
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１０号
岡山市中区国富１丁目１番15―412号
債務者　宮城　盛洋
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１１号
岡山市中区国富１丁目１番15―412号
債務者　宮城　千浩
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２１０号
東京都清瀬市中里６丁目95―15―410
債務者　下田　清子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３８号
静岡県藤枝市田中３丁目４番１号　ハイム・アイラック101号
債務者　磯部　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
沖縄県沖縄市海邦１丁目17番11号
債務者　金城　安宏
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２４５号
東京都立川市一番町２丁目12番地の17シティハイムサシダⅡ102号
債務者　道崎　　崇
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４８号
東京都小平市小川町１丁目776番地の35
債務者　佐崎孝壱郎
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６４０号
静岡市駿河区さつき町７番１―107号
債務者　中村　治二
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
島根県益田市元町27番26号Ｆグラント105号室、前住所島根県益田市横田町253番地１
債務者　中島登茂恵
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第４０号
島根県益田市赤城町６番18号、前住所島根県益田市駅前町25番35号
債務者　大畑　邦介
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９３４７号
神奈川県川崎市高津区新作２丁目10番１―406号
破産者　株式会社ミリオンホーム
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部